

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
								区分	理由			
5	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	(追加)	【標準オプション機能】 ・登録場所	業務効率の向上	登録番号を支所等で振り分けることが可能となるため、登録場所を管理することが望ましい。 実務上も、可視台帳を登録場所で保管する運用のため、抹消時の可視台帳引き抜きの作業の際に登録場所の把握が必要です。	対応なし	対応なし。 「1.2.1異動履歴の管理」で管理している「入力場所・入力端末」で登録場所が確認できるため。	
6	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理	(追加)	【標準オプション機能】 ・登録場所	業務効率の向上	登録番号を支所等で振り分けることが可能となるため、登録場所を管理することが望ましい。 実務上も、可視台帳を登録場所で保管する運用のため、抹消時の可視台帳引き抜きの作業の際に登録場所の把握が必要です。	対応なし	対応なし。 「1.2.1異動履歴の管理」で管理している「入力場所・入力端末」で登録場所が確認できるため。	
22		第3章 機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	氏名の変更		住民サービスの向上	婚姻と同時に旧氏記載が可能になった。その同時に記載の日のみ旧氏記載されている印鑑登録証明書が取得可能である必要があり。同時に抹消した場合、再度登録料が必要となってしまうため。	仕様書修正	氏を印影に使用して印鑑登録をしている者が、婚姻等により氏が変わったときであって、引き続き従前の氏を旧氏として印影に使用する場合に対応することができるよう、「修正の事由」の「旧氏の記載」について不要な表現を削除する。	
4	住基担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.5. 空欄	「・登録番号（印鑑登録状態が「照会中」又は「照会取消」の場合を除く。） ・登録年月日（印鑑登録状態が「照会中」又は「照会取消」の場合を除く。）」の記載がある。	「照会中」又は「照会取消」の場合でも、空欄を許容しないように修正する。	システム上の理由	「照会中」又は「照会取消」の場合でも、管理上、仮登録番号や仮登録年月日が必要であるため。特に仮登録日については、期限切れによる照会中の取消処理のために必要。	対応なし	登録番号及び登録年月日は回答登録時に付番・記録されることから、対応なし。 なお、左記の「仮登録番号」は「照会番号」によって代替可能であり、また、仮登録日は期限切れかどうか判断するために必要とあるが、回答期限年月日はシステム内で管理されている。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
								区分	理由			
1	住基担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—	印鑑登録システム独自で抑止が必要な場合（成年被後見人に対する抑止等）において	印鑑登録システム独自で抑止が必要な場合（成年被後見人等に対する抑止等）において	住民サービスの向上	印鑑登録証の盗難、紛失等緊急を要する場合に不正事件を未然に防止するため、電話や窓口の申し出により印鑑登録証明書の一次はこう停止する措置を行います。現行のミサリオでは印鑑証明書の発行を不可能の状態に設定し、印鑑登録証が見つかった場合に発行停止解除を行っています。成年被後見人や支援の方は住民票、印鑑証明書を含め発行抑止の設定ができると解釈できますが、一般の方の印鑑証明書だけ一次発酵停止をかけることができる機能を実装していただきたい。	対応なし	今回の全国照会資料には含まれていないが、印鑑登録システム標準仕様書2.0版に「6.2.印鑑登録証明書交付一時停止」という機能が存在する。当該機能で、左記の印鑑登録証明書の交付一時停止が担保されているため、対応なし。	
2	事業者	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—	なお、再転入者における抑止・一時停止フラグについて、転出時に資格喪失となり抑止・一時停止情報も消える想定であることから、転出以前の抑止・一時停止フラグを引き継ぐことは想定されない。	なお、再転入者における一時停止フラグについて、転出時に資格喪失となり一時停止情報も消える想定であることから、転出以前の一時停止フラグを引き継ぐことは想定されない。	業務精度の向上	住民記録システムで設定された抑止も有効であることから、転出をして除票となった場合でも抑止が残る可能性がある想定する。（例：支援措置）資格喪失となった際、一時停止情報は自動的に消えることで問題ないが、抑止情報はそのまますべきであると考えます。	対応なし	対応なし。 抑止について、再転入者が再度抑止を必要とするかどうかは不明であり、適宜住民記録の窓口で抑止申請することが正しい事務であるため、転出前の抑止も引き継ぐことは想定されない。	
3	住基担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—	また、コンビニ交付における証明書発行に限定して、申請者が15歳未満の者又は成年被後見人の場合について抑止を設定でき、15歳未満の者の抑止は満15歳となる日に自動的に終了すること。	また、コンビニ交付における証明書発行に限定して、申請者が15歳未満の者、成年被後見人又は任意の申出人について抑止を設定でき、15歳未満の者の抑止は満15歳となる日に自動的に終了すること。	自治体個別の条例・政策などの対応	本市では、規則によりコンビニ交付の利用を停止したい者からの申出により、利用を停止できることとしているため。但し、当該機能について、コンビニ交付システムの方で搭載して利用することが許容されるのであれば、標準仕様書に記載を要するものではない。	対応なし	対応なし。 証明発行サーバにおける設定や任意の抑止設定の追加等によりご対応いただきたい。	
8	事業者	第3章 機能要件	4 異動	—	4.0.3. 審査・決裁	印鑑の異動処理に係る仮登録及び本登録を行えること。	-	システム上の理由	説明文が「印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理の仮登録及び本登録を行えること。」から変更されています。登録の事由、抹消の事由、修正の事由に該当する異動だけではなく、すべての異動事由（登録・抹消・修正・印鑑登録証等引換交付・照会）で審査・決裁が必要であるという解釈でよいでしょうか。	対応なし	ご認識のとおり。	
9	事業者	第3章 機能要件	4 異動	—	4.0.3. 審査・決裁	印鑑の異動処理に係る仮登録及び本登録を行えること。	他箇所での同様表現との相違について	システム上の理由	4.0.3.審査・決裁では「印鑑の異動（登録・抹消・修正）処理」を「印鑑の異動処理」へ変更しているのに対して、4.5.異動の取消しでは同様文言が修正されていません。異動事由が照会や印鑑登録証等引換交付の異動履歴に対して異動の取消しは不可という理解でよいでしょうか。	対応なし	ご認識のとおり。 印鑑登録証等引き換えた後に元に戻す（取り消す）ことは想定されず、文書照会を取消したい場合は照会の取消しを、照会取消を取消したい場合は再度文書照会を実施することを想定している。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
								区分	理由			
10	事業者	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	【本登録】異動情報がシステムに入力され、審査（決裁）を経てその内容がシステム上に保存されて、印鑑登録状態が「登録」となり印鑑登録されている状態又は印鑑登録状態が「照会中」となり、印鑑の登録に関する照会書を発行できる状態	印鑑登録状態「抹消」や「照会取消」が履歴として保存された状態について言及する。	システム上の理由	「抹消」の異動を実施して審査を経て履歴となったときも『仮登録→本登録』の状態になると考えていますが、説明が「登録」のケースに限定される内容となっています。	対応なし	4.0.3審査・決裁【実装必須機能】に「印鑑の異動処理に係る仮登録及び本登録を行えること。」とあり、すべての異動処理に対して審査・決裁が必要と示している。【仮登録】【本登録】に記載されているものは例示であり、ここに記載がない異動処理についても仮登録・本登録は想定されるため、対応なし。	
13	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	仮登録の情報では、取消、修正等ができ、異動処理、印鑑登録証明書発行、印鑑の登録に関する照会書発行については、抑止されること。	仮登録の情報では、取消、修正等ができ、異動処理、印鑑登録証明書発行については、抑止されること。	業務効率の向上	審査は情報の登録に際して行う認識であるが、文書による照会を行う場合、申請時点では本人確認が完了しておらず、システムへの登録情報は確定しないため、決裁を行う必要は無い。修正前のとおり、【照会中】→【仮登録】→（審査）→【本登録】とすることが適切と考える。	軽微な修正	今回の修正点である、文書で照会する場合の申請情報についても異動履歴を管理することを踏まえて、照会書を発行するための審査決裁は必要と考える。今後は以下の手順を想定しているため、対応しない。代理人による登録申請→仮登録→審査決裁→本登録→照会書発行  なお、業務フローについては修正する。	
24	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.3. 審査・決裁	【本登録】とは「異動情報がシステムに入力され、（中略）又は印鑑登録状態が「照会中」となり、印鑑の登録に関する照会書を発行できる状態」とある。	「又は～」以降を削除する。【本登録】は、「印鑑登録状態が「登録」となり印鑑登録されている状態」のみに修正する。	業務精度の向上	「登録」と「照会中」を区別するため。「照会中」は未だ登録が完了していない状態であるのに、登録が完了したかのような誤解を生む可能性がある。当市では、「登録」と「照会中」を区別して運用している。	対応なし	対応なし。 令和4年夏の全国照会にて【照会中】という分類を設けたが、【仮登録】は異動情報のシステムへの一時保存状態（未審査又は未決済状態）のこをいい、【本登録】は異動情報を審査・決裁の後に当該異動処理が確定したことをいうという整理であるため、文書による照会に係る異動についても同様の整理とする方針としている。	
12	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.1. 照会中	文書で照会する場合の申請情報についても、1.2.1（異動履歴の管理）にて異動履歴を管理すること。	-	システム上の理由	「照会中」を異動履歴として管理することになると4.1.4.3「回答期限年月日を修正できること。」を満たすためには履歴をひとつ積み上げる必要があるように思われます（4.3.3.実装不可機能「異動履歴を残さない上書き修正ができること」による）。回答期限の修正はどの異動事由で取り扱えばよいでしょうか。	仕様書修正	ご指摘のとおり回答期限年月日を修正することを可能としているため、異動事由として追加する。  (修正案) ○照会の事由（4.1.4.参照） ・文書による照会 ・ <u>照会内容の修正（回答期限年月日のみ）</u> ・照会の取消し	
27	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.1. 照会中	【実装必須機能】印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合、印鑑登録状態を「照会中」とすること。	フロー図の修正	業務精度の向上	「4.1.4.2印鑑の登録に関する照会書発行」に係る業務フローが更新されていません。「審査（決裁）」を経てから照会書の印刷を行うよう業務フロー図を修正する必要があります。	軽微な修正	ご指摘のとおり、修正する。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
								区分	理由			
11	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.5. 期限切れによる照会中の取消し	予約実行で毎日自動的に回答期限切れの照会中状態の印鑑登録を取消しできること。	-	システム上の理由	(照会の事由でも審査・決裁が必要との判断の場合) 「自動」の語句説明として「入力、登録、区別、判断、確定等の処理時に、取り込んだ情報を職員の手を介さず処理できる機能のこと。」とあります。職員の手を介さないということは、回答期限切れによる照会取消しの場合は審査・決裁不要と考えてよいでしょうか。	対応なし	ご認識のとおり。 照会書出力する時点で回答期限を明示して審査決裁をとっているため。	
28	住基担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.6. 回答登録	【考え方・理由】P.43 回答があった場合には、照会中の情報をもとに審査（決裁）したうえで、印鑑登録状態を「登録」にできることとした。	【考え方・理由】P.43 回答があった場合には、照会中の情報をもとに審査（決裁） <del>うえ</del> 、印鑑登録状態を「登録」（仮登録）に変更し、 <del>審査（決裁）を経て本登録</del> できることとした。	業務精度の向上	回答があった場合の事務処理手順のフローについて、「申請内容入力（回答）」の処理手順が不要であるかのように読めるため、手順を明確に示してはかがでしょうか。	軽微な修正	4.0.3審査・決裁【実装必須機能】に「印鑑の異動処理に係る仮登録及び本登録を行えること。」とあり、すべての異動処理に対して審査・決裁が必要と示しているため、対応なし。 なお、業務フローについては修正する。	
7	住基担当課	第3章 機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.4. 文字溢れ対応	デフォルトで該当項目を限界まで出力するか、該当項目を空白で出力するかを選択でき、出力時に変更することもできること。	デフォルトで該当項目を限界まで出力するか、該当項目を空白で出力するかを選択できること。	業務精度の向上	文字溢れしたときの後処理は、手書きするか、コピー機を使って調製するかのどちらかです。発行時の画面操作で空白出力を選択できると誤って空欄のまま証明書出力できるため、機能としては実装しない方が適切と考えます。	対応なし	対応なし。 デフォルトで選択できるのみであると、空白で出力したい（手書きで対応したい）際に変更が手間になると想定するため、出力時にも選択できることとする。 (住基No.3と同様)	
17	住基担当課	第4章 機能要件	9 共通	9.1. EUC機能ほか	-	なし	統計資料を追加 任意の年月日時点での印鑑登録件数（全件・内外国人）を各市内所管管区ごとに件数出力できるようにする。	議会報告などへの対応	各種取扱件数を議会対応資料として把握する必要があるため。 ※極力帳票での出力を希望する。（印鑑登録者数が膨大なため、EUCでエクセルデータ等で出力しても加工できない可能性あり）	対応なし	ご要望のデータ抽出は可能であり、個別具体的は内容について記載する想定ではないため、対応なし。	
18	住基担当課	第4章 機能要件	9 共通	9.1. EUC機能ほか	-	なし	統計資料を追加 任意の期間での印鑑登録・亡失・廃止・印鑑登録証再交付・照会・回答・保証書登録・職権抹消件数（全件数・内外国人数）を市内所管管区ごとに件数出力できるようにする。	議会報告などへの対応	各種取扱件数を議会対応資料として把握する必要があるため。 ※極力帳票での出力を希望する。（印鑑登録者数が膨大なため、EUCでエクセルデータ等で出力しても加工できない可能性あり）	対応なし	ご要望のデータ抽出は可能であり、個別具体的は内容について記載する想定ではないため、対応なし。	
23		第3章 機能要件	9 共通	9.1. EUC機能ほか	-				印鑑登録証明事務処理要領の発出をお願いしたい。	対応なし	要望として受領した。	
14	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		オンラインによる転入（転居）予約における事前準備とし印鑑登録申請書を印刷する機能が必要である。	法令への対応	住基法24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居届については印鑑登録申請書の事前準備が必要とされているため。	対応なし	印鑑登録申請書のプレプリント機能については、各自治体において印鑑登録申請書の様式が異なり、実装が困難であることに加え、プレプリントするとしてもその項目が4情報（氏名、住所、生年月日、性別）程度であることから、標準仕様として実装するには過剰な機能となる。また、住基システムから必要な情報をEUC機能で抽出してプレプリントするといった代替手法も可能であるため、本仕様書に記載しない。  なお、「オンラインによる転入届・転入（転居）予約 地方公共団体向けガイドライン」において、プレプリントする書類の一例として印鑑登録申請書が挙げられているが、あくまで推奨事項としての例示であり、全ての自治体において実装が必須であるものではない。	

No	意見詳細										最終方針	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由	
								区分	理由			
15	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		オンラインによる転入（転居）予約における事前準備として一部項目が記載された状態の印鑑登録申請書を印刷する機能が必要である。印字する項目についてレイアウトも示すべきと考える。	法令への対応	住基法24条の2第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居届については印鑑登録申請書の事前準備が必要とされているため。	対応なし	印鑑登録申請書のプレプリント機能については、各自治体において印鑑登録申請書の様式が異なり、実装が困難であることに加え、プレプリントするとしてもその項目が4情報（氏名、住所、生年月日、性別）程度であることから、標準仕様として実装するには過剰な機能となる。また、住基システムから必要な情報をEUC機能で抽出してプレプリントするといった代替手法も可能であるため、本仕様書に記載しない。  なお、「オンラインによる転出届・転入（転居）予約 地方公共団体向けガイドライン」において、プレプリントする書類の一例として印鑑登録申請書が挙げられているが、あくまで推奨事項としての例示であり、全ての自治体において実施が必須であるものではない。	
16	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		印鑑登録証明書について、公印を省略して印字することも可能とする。	住民サービスの向上	本市では出張所にシステム端末及びプリンタを設置し証明発行を行っている。その上でネットワーク障害のリスクを考慮し、FAX機も設置しており、障害発生時には本庁で印刷した証明書（公印なし）をFAXし、出張所で公印を押印したものを交付している。住民が本庁や別の出張所に出向かずにすむためにも実装してもらいたい。	対応なし	「6.1.3 公印・職名の印字」において、「システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類（市区町村長又は職務代理者の印）を選択できること。」とあるように、既に機能として公印を省略することが可能であるため、対応なし。	
25	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書	【標準オプション機能】印鑑登録証明書に記載する項目は以下のとおりとすること。 ・性別（自治体によって出力有無について選択した結果に基づくこと。） ・氏名のフリガナ（氏名の後に括弧で表示すること）	【標準オプション機能】印鑑登録証明書に記載する項目は以下のとおりとすること。 ・性別（自治体によって出力有無について選択した結果に基づくこと。）	法令への対応	現時点では必要度が低いことは理解できる。ただし、今後の氏名の読み仮名法制化を見据えた整合は図りたい。	対応なし	氏名の振り仮名の法制化に伴う修正を今後実施する予定であるため、改正法との整合を今後図っていく。	